

7 対話型組織構築研修（令和7年度コーチングプロジェクト）運営業務委託
 公募型プロポーザル 参加申込書に関する質疑及び回答

7 対話型組織構築研修（令和7年度コーチングプロジェクト）運営業務委託に係る公募型プロポーザルについて、参加申込書に関する質疑及びそれに対する回答は以下のとおりです。

番号	質問内容	回答内容	関連箇所	掲載日
1	本研修を受講する職員（研修生）の上限人数/見込人数がわかるようであれば、ご教示ください。	業務仕様として、研修実施人数は定めていません。人数を含め、貴社として最も有効であるとお考えになる研修プログラムの御提案をお願いします。	【仕様書】 7 業務内容	5月23日
2	本研修を受講する職員（研修生）の募集/選定方法が決まっていれば、ご教示ください。	現時点では、指名による選定を考えています。	【仕様書】 7 業務内容	5月23日
3	本研修を受講する職員（研修生）の属性（年代/職種/役職など）が決まっていれば、ご教示ください。	明確な役職の指定はありませんが、コーチングの効果を庁内全体へ波及させていくことを考慮すると、複数名の職員を管理している職員か、数年の間にそのような立場になることが想定される年代の職員、コーチングを広く庁内へ浸透させていくことができる職員等の受講を考えています。	【仕様書】 7 業務内容	5月23日
4	受託者が派遣するコーチについて、資格などの指定があればご教示ください。	資格などの指定はありません。	【仕様書】 7 業務内容	5月23日

番号	質問内容	回答内容	関連箇所	掲載日
5	受託者が派遣するコーチについて、コーチ1人につき研修生〇名まで担当可能、などの指定があれば、ご教示ください。	業務仕様として、受託者が派遣するコーチ1人が担当する研修生数は定めていません。担当人数を含め、貴社として最も有効であるとお考えになる研修プログラムの御提案をお願いします。	【仕様書】 7 業務内容	5月23日
6	実施要領3(7)「法人に対するコーチング研修業務委託の実績」について、自治体向けの同研修の実績ではなく、民間法人に対する実績を参加要件として設定されている、という理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件における「法人」とは、民法で規定されている法人を想定しています。このことから、私法人と公法人（地方公共団体を含む）のいずれか、又はその両方において、実績を有していれば参加資格があります。	【実施要領】 3 参加資格要件	5月23日
7	実施要領10(3)書面審査の基準ア1「法人との業務契約実績」について、上記質問に付随して、あくまで民間法人に対する実績を審査の視点として設けられている、という理解でよろしいでしょうか。	上記6のとおり、私法人と公法人（地方公共団体を含む）のいずれか、又はその両方における実績を審査の視点としています。	【実施要領】 3 参加資格要件 10 企画提案に関する審査	5月23日
8	貴市ホームページを拝見しますと、昨年も同施策を実施されているようですが、同施策は過去何年間実施されているかについて御教示ください。	令和3年度から令和6年度までの4年間、本研修と類似の研修を実施しています。	【仕様書】 2 背景・目的	5月23日

番号	質問内容	回答内容	関連箇所	掲載日
9	<p>貴市ホームページを拝見しますと、昨年も同施策を実施されているようですが、過去実施における課題等について御教示ください。</p>	<p>仕様書 2 背景・目的に記載のとおり、今年度も引き続き、自立したコーチの育成や、日常の業務においても、オープンなコミュニケーションを取ることができる職員の育成、研修効果を市役所全体へ広めていくことを目指しています。また、本研修は、単年度の研修となり、過年度の業務との連続性はありませんので、貴社として最も有効とお考えになる研修プログラムの御提案をお願いします。</p>	<p>【仕様書】 2 背景・目的</p>	5月23日